平成２５年（フ）第４７６８号
大阪市住吉区我孫子２丁目１番１―604号
債務者　髙市　榮子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３５号
大阪府枚方市渚栄町45番31―21号
債務者　坂口　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６９４号
横浜市旭区今宿東町1638番地の１　ライオンズマンション鶴ケ峰ガーデン328号
債務者　帯刀　久子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８３号
川崎市宮前区神木本町５丁目１番21号　第一里美荘101
債務者　林　ふみ子（旧姓柴垣）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４８４号
川崎市川崎区南町21番地９　シティコート川崎404
債務者　櫻井　美聡
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１９号
川崎市高津区下野毛３丁目14番41号　共栄コーポ202
債務者　安谷屋成美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２０号
川崎市幸区塚越３丁目373番地　テルミ荘101
債務者　山下　成子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
長野県佐久市望月256番地　柴平アパート２号
債務者　両澤　　健
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第９５号
長崎県佐世保市烏帽子町384番地、旧住所長崎県佐世保市花園町201番地14
債務者　古賀　敏郎
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
長崎県佐世保市大宮町５番６号　リゾートインピュアハウス202、旧住所長崎県佐世保市大塔町725番地２
債務者　田中太郎治
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市白岳町423番地　サニーガーデン205、旧住所長崎県佐世保市小佐世保町28番11号
債務者　児島　陸男
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１９７９号
横浜市泉区上飯田町1097番地４　フラワーハイツ102号
債務者　志賀　　貢
成年後見人　志賀　信仁
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８７号
静岡市駿河区中島1322番地の１
債務者　田畑　雅清
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４７号
静岡市清水区村松3385番地の１　日本平ガーデンプレイス1999―101
債務者　田邉素一郎
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５８号
静岡県藤枝市岡部町三輪639番地の39、旧住所川崎市宮前区菅生３丁目26番20号ジュネスＨＡＲＡ　Ｂ―202
債務者　日吉　照美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部